

取得補償を行った場合の立木処理の見積徴収方法及び積算方法の一部改定について（通知）【新旧対照表】

改定後	改定前
<p>○適用条件</p> <p>1. 対象工事 農林水産部及び土木部が発注する建設工事のうち、立木の取得補償を行った区域の伐採を含む工事</p> <p>2. 見積徴収方法及び伐採歩掛（案）の使用について 従来、上記1のような伐採歩掛は、発注機関の審査会を経て歩掛見積を徴収し決定していたが、業務効率化や早期発注の観点から伐採歩掛（案）を策定し、使用できることとしたものであり、受注者による現況精査の結果に基づく変更協議があった場合には、歩掛見積を徴収するなど適切に対応すること。 見積依頼を行う場合は、以下の（1）、（3）、（4）に準拠すること。 伐採歩掛（案）を使用する場合は、以下の（2）、（4）に準拠すること。 （1）見積徴収方法については、平成30年9月26日付け技第298号「建設工事積算基準に設定のない歩掛の決定方法について」によることとする。 ただし、この通知に取得補償を行った場合の立木処理の見積方法を以下のとおり追記したうえ、「伐採見積記載例」を添付する。 ・取得補償を行った場合の立木処理の見積方法 ① 伐採した立木のうち、用材、チップ材、パルプ材など、再利用が見込める有価木については、再利用するよう見積依頼すること。 ② 再利用による収益分を明示するよう見積依頼すること。 ③ 運搬・処理に対する数量は、かさばらない状態で運搬車両に積み込んだ場合の「空m3（空隙を考慮した容積）」又は「t」のどちらかを選択して見積する様、依頼すること。 （2）伐採歩掛（案）の使用にあたっては「伐採作業等にかかる伐採歩掛（案）」のとおりとする。 （3）有価木の売却を行う場合、その費用は設計金額から控除する。 （4）積算システムへの計上方法については【別紙】「設計書積算例」のとおりとする。</p> <p>3. 本通知の適用 令和6年4月1日以降に起工する工事に適用する。 令和5年9月27日付け第395号改定通知など、既通知の取扱いに変更はありません。</p> <p>4. その他 （1）「伐採作業等にかかる伐採歩掛（案）」を用いて工事発注する場合には「伐採工に関する特記仕様書」を添付すること。 （2）立木の取得補償を行った区域の伐採を含む工事発注にあたっては、「取得補償立木の伐採に関する特記仕様書」に、取得補償の対象となった立木があることを明記し添付すること。 （3）本通知文は職員ポータルライブラリに登録します。 01-10-001【立木補償】取得補償を行った場合の立木処理の見積方法及び積算方法について</p>	<p>○適用条件</p> <p>1. 対象工事 農林水産部及び土木部が発注する建設工事のうち、立木の取得補償を行った区域の伐採を含む工事</p> <p>2. 見積徴収方法及び伐採歩掛（案）の使用について 従来、上記1のような伐採歩掛は、発注機関の審査会を経て歩掛見積を徴収し決定していた。この度、業務効率化のため、本書のとおり伐採歩掛（案）を策定し、使用できることとした。なお、「5. 伐採に係る積算方法選定フロー」にあるとおり、当歩掛において想定していない特殊な現場条件等である場合には、従来通り見積徴収により歩掛を決定すること。 選定については適用条件「5. 伐採に係る積算方法選定フロー」のとおりとし、見積依頼を行う場合は、以下の（1）、（3）、（4）に準拠すること。伐採歩掛（案）を使用する場合は、以下の（2）、（4）に準拠すること。 （1）見積徴収方法については、平成30年9月26日付け技第298号「建設工事積算基準に設定のない歩掛の決定方法について」によることとする。 ただし、この通知に取得補償を行った場合の立木処理の見積方法を以下のとおり追記したうえ、「伐採見積記載例」を添付する。 ・取得補償を行った場合の立木処理の見積方法 ① 伐採した立木のうち、用材、チップ材、パルプ材など、再利用が見込める有価木については、再利用するよう見積依頼すること。 ② 再利用による収益分を明示するよう見積依頼すること。 ③ 運搬・処理に対する数量は、かさばらない状態で運搬車両に積み込んだ場合の「空m3（空隙を考慮した容積）」又は「t」のどちらかを選択して見積する様、依頼すること。 （2）伐採歩掛（案）の採用については5. 伐採に係る積算方法選定フローにより判断すること。伐採歩掛（案）の使用にあたっては「伐採作業等にかかる伐採歩掛（案）」のとおりとする。 （3）有価木の売却を行う場合、その費用は設計金額から控除する。 （4）積算システムへの計上方法については【別紙】「設計書積算例」のとおりとする。</p> <p>3. 本通知の適用 令和5年4月1日以降に起工する工事に適用する。 令和5年9月27日付け第395号改定通知については、令和5年10月1日以降に起工する工事に適用する。</p> <p>4. その他 （1）「伐採作業等にかかる伐採歩掛（案）」を用いて工事発注する場合には「伐採工に関する特記仕様書」を添付すること。 （2）立木の取得補償を行った区域の伐採を含む工事発注にあたっては、「取得補償立木の伐採に関する特記仕様書」に、取得補償の対象となった立木があることを明記し添付すること。 （3）本通知文は職員ポータルライブラリに登録します。 01-10-001【立木補償】取得補償を行った場合の立木処理の見積方法及び積算方法について</p>

取得補償を行った場合の立木処理の見積徴収方法及び積算方法の一部改定について（通知）【新旧対照表】

改定後	改定前
<p><u>(フローを削除)</u></p>	<p>5. 伐採に係る積算方法選定フロー</p> <pre> graph TD D1{家屋等が近接し、高所作業車等の使用が必要か。} -- YES --> R1[見積依頼] D1 -- NO --> D2{トラック積込地点までの平均集材距離が200m以上あるか。} D2 -- YES --> R2[見積依頼] D2 -- NO --> D3{「伐採作業等にかかる伐採歩掛(案)」6-2.参考(歩掛採用数値)と著しく現場条件が乖離しているか。} D3 -- YES --> R3[見積依頼] D3 -- NO --> R4[伐採歩掛(案)の使用※ 【伐採作業等にかかる伐採歩掛(案)へ】] </pre> <p>※見積依頼を制限するものではありません。</p>

取得補償を行った場合の立木処理の見積徴収方法及び積算方法の一部改定について（通知）【新旧対照表】

改定後	改定前
<p style="text-align: center;">伐採作業等にかかる伐採歩掛（案）</p> <p>1. 伐採歩掛（案）適用フロー</p> <p>【起工時】</p> <p>発注者が伐採歩掛（案）を用いて積算しても支障がないと判断できるか。</p> <p>NO → 歩掛見積を採用し積算</p> <p>YES → 特記仕様書に明記（積算に用いた条件）</p> <p>【工事着事後】</p> <p>受注者から見積書（※）を添付した変更協議が提出されているか。</p> <p>NO → 設計変更しない</p> <p>YES → 必要がある場合は、歩掛見積書（※）を徴収</p> <p>見積書の内容から概算伐採歩掛を適用することが不適当であるか。</p> <p>NO → 設計変更しない</p> <p>YES → 設計変更する</p> <p>（※） 見積書の内容が実際の現場条件を反映した適切な内容となっている場合については、1者見積とすることができる。ただし、この場合、現場立会等により現場条件を確認するとともに類似の歩掛見積と比較するなどして、見積書の妥当性を確認すること。</p>	<p style="text-align: center;">伐採作業等にかかる伐採歩掛（案）</p> <p>1. 伐採歩掛（案）適用フロー</p> <p>【起工時】</p> <p>伐採作業等にかかる伐採歩掛（案）を用いて積算</p> <p>特記仕様書に明記（積算に用いた条件）</p> <p>【工事着事後】</p> <p>受注者から変更協議が提出され、その内容が認められるか。</p> <p>NO → 設計変更しない</p> <p>YES → 見積書を徴収（※1）</p> <p>見積書の内容から概算伐採歩掛との乖離が確認できるか。（※1）</p> <p>NO → 設計変更しない</p> <p>YES → 設計変更</p> <p>※1 見積書の内容が実際の現場条件を反映した適切な内容となっている場合については、1者見積とすることができる。ただし、この場合、現場立会等により現場条件を確認するとともに類似の歩掛見積と比較するなどして、見積書の妥当性を確認すること。</p>

取得補償を行った場合の立木処理の見積徴収方法及び積算方法の一部改定について（通知）【新旧対照表】

改定後	改定前
<p>2-1. 伐採歩掛(案)の適用範囲</p> <p>(1) 天然林（広葉樹林）</p> <p>(2) 人工林（スギ・ヒノキ林）</p> <p>(3) 竹林（手入れがされておらず、密度の高いもの）</p> <p>2-2. 適用除外</p> <p>以下の場合、概算伐採歩掛は適用できないため、見積を徴収のうえ積算を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊伐採（※）を行う場合 ・トラック積込地点までの集材平均距離が200m以上ある場合 <p>※ 高木や巨木を根元から倒さずに行う伐採。高所作業車の使用や技術者が木に登る等して、上の部分から少しずつ枝・幹を伐採し、クレーンやロープを使って下ろす。木の近くに電柱・建築物等がある場合や、急傾斜地で伐採すると倒木が滑り落ちて危険な場合に用いられる方法である。</p> <p>急傾斜であるなど、現地の状況が厳しい場合、成立本数が「7. 歩掛採用数値」と著しく異なる<u>など</u>の場合は、<u>歩掛</u>見積の結果で<u>大幅な</u>設計変更が想定されるため、概算伐採歩掛の使用に<u>あたっては増額予算を十分に考慮しておく</u>こと。</p> <p>3.～7. (略)</p> <p>8. 運搬</p> <p><u>運搬については、「建設発生木材の取扱い」(通知)の<当初設計時>によること。</u></p>	<p>2-1. 伐採歩掛(案)の適用範囲</p> <p>(1) 天然林（広葉樹林）</p> <p>(2) 人工林（スギ・ヒノキ林）</p> <p>(3) 竹林（手入れがされておらず、密度の高いもの）</p> <p>2-2. 適用除外</p> <p>以下の場合、概算伐採歩掛は適用できないため、見積を徴収のうえ積算を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊伐採（※）を行う場合 ・トラック積込地点までの集材平均距離が200m以上ある場合 <p>※ 高木や巨木を根元から倒さずに行う伐採。高所作業車の使用や技術者が木に登る等して、上の部分から少しずつ枝・幹を伐採し、クレーンやロープを使って下ろす。木の近くに電柱・建築物等がある場合や、急傾斜地で伐採すると倒木が滑り落ちて危険な場合に用いられる方法である。</p> <p>急傾斜であるなど、現地の状況が厳しい場合、成立本数が「7. 歩掛採用数値」と著しく異なる<u>場合等</u>は、<u>見積の結果、設計変更額が大きくなる</u>ことが想定されるため、概算伐採歩掛の使用に<u>ついて十分に検討する</u>こと。</p> <p>3.～7. (略)</p> <p>8. 運搬 (新設)</p>

○適用条件

1. 対象工事

農林水産部及び土木部が発注する建設工事のうち、立木の取得補償を行った区域の伐採を含む工事

2. 見積徴収方法及び伐採歩掛（案）の使用について

従来、上記1のような伐採歩掛は、発注機関の審査会を経て歩掛見積を徴収し決定していたが、業務効率化や早期発注の観点から伐採歩掛（案）を策定し、使用できることとしたものであり、受注者による現況精査の結果に基づく変更協議があった場合には、歩掛見積を徴収するなど適切に対応すること。

見積依頼を行う場合は、以下の（1）、（3）、（4）に準拠すること。

伐採歩掛（案）を使用する場合は、以下の（2）、（4）に準拠すること。

（1）見積徴収方法については、平成30年9月26日付け技第298号「建設工事積算基準に設定のない歩掛の決定方法について」によることとする。

ただし、この通知に取得補償を行った場合の立木処理の見積方法を以下のとおり追記したうえ、「伐採見積記載例」を添付する。

・取得補償を行った場合の立木処理の見積方法

- ① 伐採した立木のうち、用材、チップ材、パルプ材など、再利用が見込める有価木については、再利用するよう見積依頼すること。
- ② 再利用による収益分を明示するよう見積依頼すること。
- ③ 運搬・処理に対する数量は、かさばらない状態で運搬車両に積み込んだ場合の「空m³（空隙を考慮した容積）」又は「t」のどちらかを選択して見積する様、依頼すること。

（2）伐採歩掛（案）の使用にあたっては「伐採作業等にかかる伐採歩掛（案）」のとおりとする。

（3）有価木の売却を行う場合、その費用は設計金額から控除する。

（4）積算システムへの計上方法については【別紙】「設計書積算例」のとおりとする。

3. 本通知の適用

令和6年4月1日以降に起工する工事に適用する。

令和5年9月27日付技第395号改定通知など、既通知の取扱いに変更はありません。

4. その他

（1）「伐採作業等にかかる伐採歩掛（案）」を用いて工事発注する場合には「伐採工に関する特記仕様書」を添付すること。

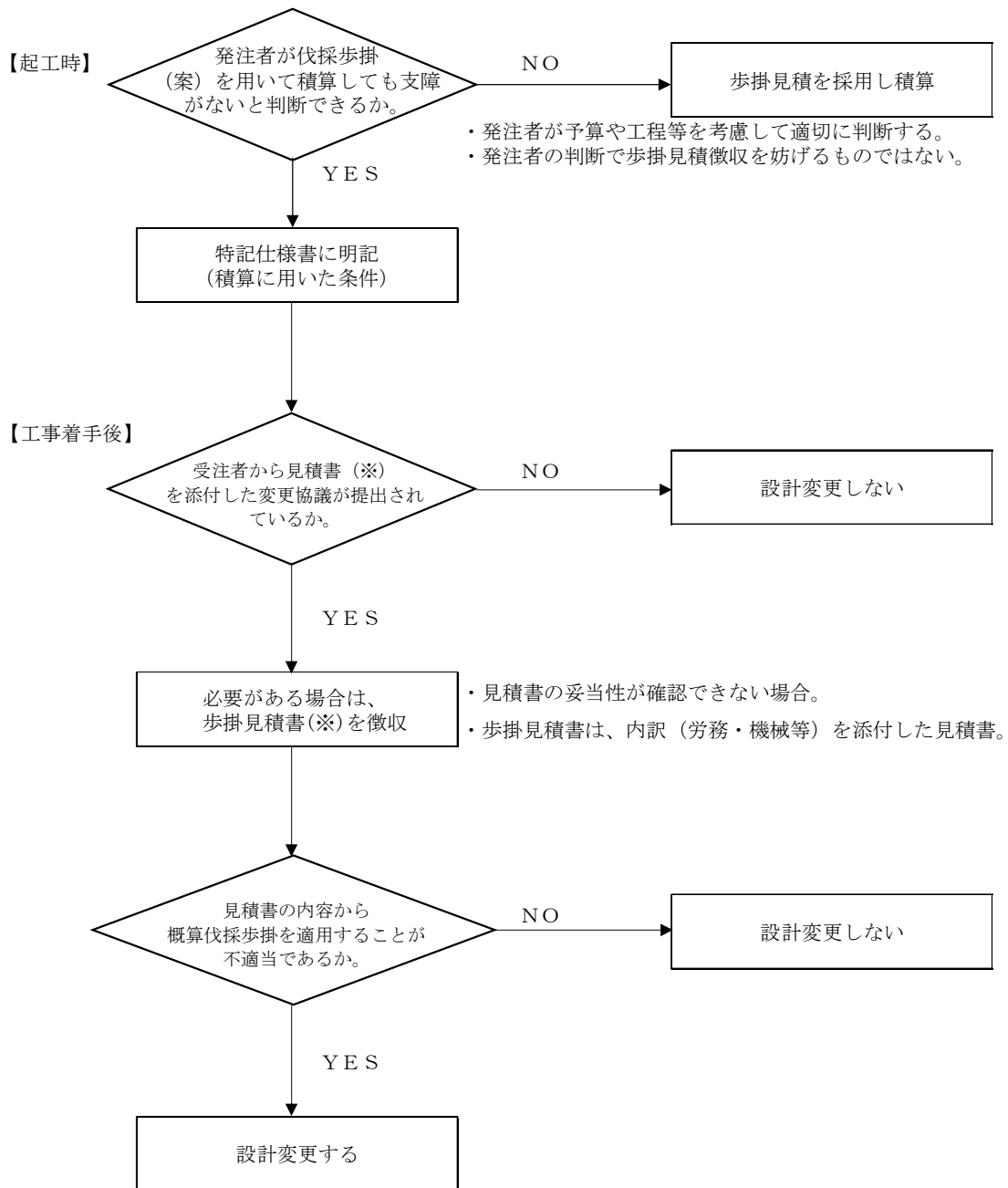
（2）立木の取得補償を行った区域の伐採を含む工事発注にあたっては、「取得補償立木の伐採に関する特記仕様書」に、取得補償の対象となった立木があることを明記し添付すること。

（3）本通知文は職員ポータルライブラリに登録します。

01-10-001【立木補償】取得補償を行った場合の立木処理の見積方法及び積算方法について

伐採作業等にかかる伐採歩掛（案）

1. 伐採歩掛(案)適用フロー



(※) 見積書の内容が実際の現場条件を反映した適切な内容となっている場合については、1者見積とすることができる。
ただし、この場合、現場立会等により現場条件を確認するとともに類似の歩掛見積と比較するなどして、見積書の妥当性を確認すること。

2-1. 伐採歩掛(案)の適用範囲

- (1) 天然林（広葉樹林）
- (2) 人工林（スギ・ヒノキ林）
- (3) 竹林（手入れがされておらず、密度の高いもの）

2-2. 適用除外

以下の場合、概算伐採歩掛は適用できないため、見積を徴収のうえ積算を行うこと。

- ・特殊伐採（※）を行う場合
- ・トラック積込地点までの集材平均距離が200m以上ある場合

※ 高木や巨木を根元から倒さずに行う伐採。高所作業車の使用や技術者が木に登る等して、上の部分から少しずつ枝・幹を伐採し、クレーンやロープを使って下ろす。木の近くに電柱・建築物等がある場合や、急傾斜地で伐採すると倒木が滑り落ちて危険な場合に用いられる方法である。

急傾斜であるなど、現地の状況が厳しい場合、成立本数が「7. 歩掛採用数値」と著しく異なるなどの場合は、歩掛見積の結果で大幅な設計変更が想定されるため、概算伐採歩掛の使用にあたっては増額予算を十分に考慮しておくこと。

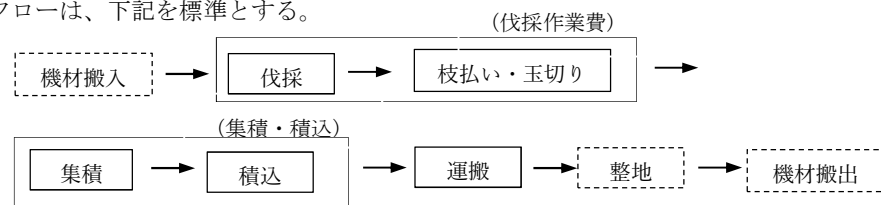
3. 適用範囲

本資料は、共通仮設費の準備費に積上げるものとし、立竹木の伐採、枝払い、玉切り、集積、積込に適用する。

4. 施工概要

1) 天然林（広葉樹林）

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

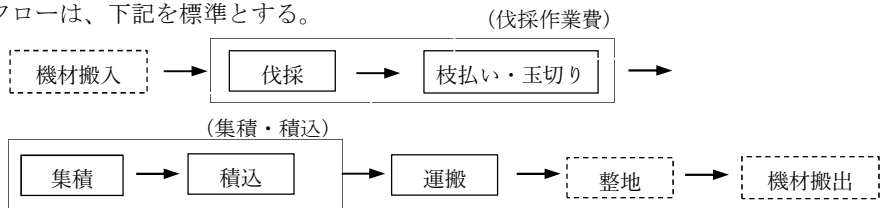
破線部分は、共通仮設費率に含まれる。

伐採作業費：伐採、枝払い・玉切り

集積・積込：枝条・丸太片付（現場内小運搬含む）、トラック積込地点までの集積、積込

2) 人工林（スギ・ヒノキ林）

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

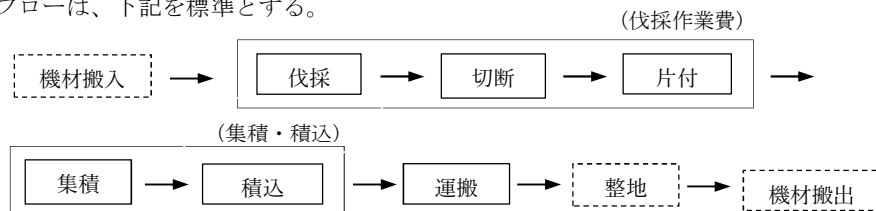
破線部分は、共通仮設費率に含まれる。

伐採作業費：伐採、枝払い・玉切り

集積・積込：枝条・丸太片付（現場内小運搬含む）、トラック積込地点までの集積、積込

3) 竹林

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

破線部分は、共通仮設費率に含まれる。

伐採作業費：伐採、切断、片付（現場内小運搬含む）

集積・積込：トラック積込地点までの集積、積込

5. 施工歩掛

1) 天然林（広葉樹林）

伐採作業費、集積・積込の歩掛は、次表とする。

表 1.1 伐採作業費 (100 m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人	0.22	
普 通 作 業 員		人	0.22	
諸 雑 費		%	6.00	※1) 伐倒
諸 雑 費		%	4.00	※2) 枝払い・玉切

※1) 労務費（特殊作業員0.07人・普通作業員0.07人）の6%を計上

※2) 労務費（特殊作業員0.15人・普通作業員0.15人）の4%を計上

注) 1. 本歩掛には、枝払い及び丸太に玉切る作業を含む。

2. 諸雑費は、チェーンソーの損料及び燃料費、携帯手動ウインチの損料等の費用である。

3. 伐採については、作業の難易度により原則として次表の範囲内で施工歩掛を補正することができ、上記表の数量は補正後（難易度：難）の数値である。

作業の難易度	作業条件	補正係数
易	灌木や枝葉、転石、伐根がほとんどなく、作業のための移動や歩行が容易な場合	-10%
中	易あるいは難以外の場合	0%
難	灌木や枝葉、転石、抜根等の障害物により、作業のための移動や歩行に大きな支障がある場合	+10%

4. 玉切り・枝払いについては、作業難易度補正後（労務費種別ごとに数量+0.03人）の数値を用いている（詳細は別添「伐採等にかかる標準歩掛（案）参考単価表」を参照すること）。

表 1.2 集積・積込歩掛 (100 m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員		人	0.99	
運 転 手（特殊）		人	0.07	
バックホウ運転	排出ガス対策型 （第1次基準） クローラ型 山積 0.45m ³ （平積 0.35m ³ ）	h	0.67	
掴み装置損料	開口幅 1700~2000mm	h	0.67	
諸 雑 費		%	1.00	※3) 丸太片付

※3) 労務費（普通作業員0.09人）の1%を計上

注) 1. 集積は車両系機械を用い、作業地の中心地点からトラックへの積込地点まで

の距離は200m未満とする。

2. 集積に用いる機械の損料及び燃料費等は、使用する機械（不整地運搬車等）や作業実態等を考慮し別途計上すること。
3. 集積は、皆伐を行うため作業難易度補正（集積に係る普通作業員と運転手（特殊）の数値をそれぞれ－20％）後の数値である。（詳細は別添「伐採等にかかる標準歩掛（案）参考単価表」を参照すること）

2) 人工林（スギ・ヒノキ林）

伐採作業費、集積・積込の歩掛は、次表とする。

表 2.1 伐採作業費 (100 m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人	0.45	
普 通 作 業 員		人	0.45	
諸 雑 費		%	6.00	※4) 伐倒
諸 雑 費		%	4.00	※5) 枝払い・玉切

※4) 労務費（特殊作業員0.06人・普通作業員0.06人）の6％を計上

※5) 労務費（特殊作業員0.39人・普通作業員0.39人）の4％を計上

注) 1. 本歩掛には、枝払い及び丸太に玉切る作業を含む。

2. 諸経費は、チェーンソーの損料及び燃料費、携帯手動ウインチの損料等の費用である。
3. 伐採については、作業の難易度により原則として次表の範囲内で施工歩掛を補正することができる。上記表の値は難易度中として補正を行っていない。

作業の難易度	作業条件	補正係数
易	灌木や枝葉、転石、伐根がほとんどなく、作業のための移動や歩行が容易な場合	－10％
中	易あるいは難以外の場合	0％
難	灌木や枝葉、転石、抜根等の障害物により、作業のための移動や歩行に大きな支障がある場合	＋10％

表 2.2 集積・積込歩掛 (100 m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員		人	1.14	
運 転 手 (特 殊)		人	0.22	
バックホウ運転 [掴み装置付]	排出ガス対策型（第1次基準） クローラ型 山積0.45m ³ （平積0.35m ³ ）	h	2.67	
掴み装置損料	開口幅1700～2000mm	h	2.67	

諸 雑 費		%	1.00	※6) 丸太片付
-------	--	---	------	----------

※6) 労務費（普通作業員 0.07 人）の 1% を計上

- 注) 1. 集積は車両系機械を用い、作業地の中心地点からトラックへの積込地点までの距離は 200m 未満とする。
2. 集積に用いる機械の損料及び燃料費等は、使用する機械（不整地運搬車等）や作業実態等を考慮し別途計上すること。
3. 集積は、皆伐を行うため作業難易度補正（集積に係る普通作業員と運転手（特殊）の数値をそれぞれ－20%）後の数値である。（詳細は伐採等にかかる標準歩掛（案）参考単価を参照すること）

3) 竹林

伐採作業費・集積・積込の歩掛は、次表とする。

表 3.1 伐採作業費 (100 m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量
特 殊 作 業 員		人	0.46
普 通 作 業 員		人	0.46
諸 雑 費		%	6.00

- 注) 1. 本表は、竹林において竹をすべて伐倒・切断し、片付ける作業に適用する。
2. 片付には、人力による 20m 程度の小運搬を含む。
3. 諸経費は、チェーンソーの運転経費等であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

表 3.2 集積・積込歩掛 (100 m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量
普 通 作 業 員		人	0.31
運 転 手 (特 殊)		人	0.12
バックホウ運転 [掴み装置付]	排出ガス対策型（第1次基準） クローラ型 山積 0.45m ³ （平積 0.35m ³ ）	h	1.08
掴み装置損料	開口幅 1700～2000mm	h	1.08

- 注) 1. 集積は車両系機械を用い、作業地の中心地点からトラックへの積込地点までの距離は 200m 未満とする。
2. 集積に用いる機械の損料及び燃料費等は、使用する機械（不整地運搬車等）や作業実態等を考慮し別途計上すること。
3. 集積は、皆伐を行うため作業難易度補正（集積に係る普通作業員と運転手（特殊）の数値をそれぞれ－20%）後の数値である。（詳細は別添「伐採等にかか

る標準歩掛（案）参考単価表」を参照すること）

6. 積算システム

積算システムにおいて、本歩掛を適用する際は、施工単価コード「概算伐採歩掛」(SX080)を利用すること。

7. 歩掛採用数値

本歩掛に用いた数値は、天然林、人工林、竹林の別に、県内の平均的な森林を以下の通りとし、その森林の条件を概算伐採歩掛に反映している（「【参考】伐採作業にかかる伐採歩掛（案）単価表」を参照）。

また、本歩掛に除根作業は含まず、以下の根株体積は産業廃棄物処理に係る参考数値である。

(1) 天然林（広葉樹林）

本数 : 19.8本/100m² (1,983本/ha)
平均胸高直径 : 14.7cm (10cm以上16cm未満)
搬出材積 : 1.85m³/100m² (185m³/ha)
根株体積 : 1.00m³/100m²

(2) 人工林（スギ・ヒノキ林）

スギ人工林とする。

伐採本数 : 11.36本/100m² (1,136本/ha)
平均胸高直径 : 27.0cm
搬出体積 : 7.42m³/100m² (742m³/ha)
根株体積 : 2.1m³/100m²

(3) 竹林

放棄された荒廃竹林とする。

本数 : 100本/100m² (10,000本/ha)
搬出材積 : 0.03m³/本 (3m³/100m²、300m³/ha)

8. 運搬

運搬については、「建設発生木材の取扱い」（通知）の〈当初設計時〉によること。

【別紙】

設計書積算例

・見積による計上方法

工事内訳表

頁0-0003

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					X1000
道路改良					Y104010000
道路土工		式		10,000,000	Y204010001
掘削工				10,000,000	Y304010001
掘削				10,000,000	Y404010001
掘削				10,000,000	W4000
直接工事費	10,000	m ³	1,000	10,000,000	
準備費					Z0004
立木伐採・処理		1式		550,000	Y2900
				550,000	
28-990600-13141-40					

工事内訳表

頁0-0004

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
伐採・集積・積込・運搬					W1000
	1	式	500,000	500,000	#0041
処分費等（準備費分）				150,000	
※積算システムにおいて、再資源化施設受入費は準備費の#0041「処分費等（準備費分）」直下で計上すること。					
再資源化施設受入費					W2000
	1	式	150,000	150,000	
現場管理費・一般管理費非対象額					#0046
※積算システムにおいて、有価木の売却益は準備費の#0046「現場管理費・一般管理費対象額」直下で計上すること。					
有価木売却費				-100,000	W3000
	1	式	-100,000	-100,000	
共通仮設費（ 率分）	1233000=10150000*0.1215				
対象額	10150000				
率	0.1215				
共通仮設費計		1式		1,233,000	
純工事費				1,783,000	
現場管理費	3774000=11883000*0.3176				
対象額	11883000				
率	0.3176				
		1式		3,774,000	
28-990600-13141-40					

・伐採作業等にかかる伐採歩掛（案）による計上方法

工事内訳表

頁0-0004

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
仮設材運搬費									Y2ZZZZ0016	
				式				1,014		
仮設材等(鋼矢板, H鋼, 覆工板, 敷鉄板等)運搬 運搬距離 20km 製品長 12m以内	1			式	1,014			1,014	S1000007 0 A=20, B=1, C=1, D=1, E=0.1, F=1, H=1, J=1, L=1	施工 第0-0003号表
準備費									Z0004	
				1式				362,760		
概算伐採歩掛 人工林 伐採面積 200m2	1			式	123,800			123,800	SX080 0 A=1, B=200, C=1	施工 第0-0006号表
概算伐採歩掛 天然林 伐採面積 200m2	1			式	64,200			64,200	SX080 0 A=2, B=200, C=1	施工 第0-0010号表
ダンプトラック建設発生木材運搬 オンロード・ディーゼル・10t積級 往復距離 20.6km	4			台	6,190			24,760	SX9053 0 A=5, B=1, C=1, E=20.6	施工 第0-0013号表
木根等処分費									Y2ZZZZ0022	
				式				150,000		
処分費等(準備費分)									#0041	
								150,000		
再資源化施設受入費	1			式	150,000			150,000	W0001	

04-000600-10001-40

※積算システムにおいて、施工単価コード「概算伐採歩掛」(SX080)を利用すること。

「概算伐採歩掛」は、伐採～運搬車両への積込までに対応しているため、再資源化施設までの運搬を別途計上すること。

運搬費について、当初設計では「ダンプトラック建設発生木材運搬」のA条件(規格)で、普通ダンプトラック(01～05)を選択すること。

特殊ダンプトラック(06～08:深ダンプトラック)は、受注者からの協議を受けた上で、設計変更時に利用すること。

(すべての受注者が深ダンプを所有していないため)。

伐採工に関する特記仕様書

1. 本工事において、準備費に計上している「概算伐採歩掛」は、県内の平均的な森林を以下として、設計条件を設定している。

(1)天然林(広葉樹林)

本数 :19.8本/100㎡(1,983本/ha)
平均胸高直径:14.7cm(10cm以上16cm未満)
搬出材積 :1.85m³/100㎡(185m³/ha)

(2)人工林(スギ・ヒノキ林)

伐採本数 :11.36本/100㎡(1,136本/ha)
平均胸高直径:27.0cm
搬出体積 :7.42m³/100㎡(742m³/ha)

(3)竹林

放棄された荒廃竹林とする。
本数 :100本/100㎡(10,000本/ha)

2. 「概算伐採歩掛」を利用していることから、本工事では、着工前に現況を精査の上監督職員と協議し、必要に応じて設計変更を行うものとする。除根の作業費は、共通仮設費に含まれるが、運搬費及び処分費については、実際の処分量を反映し、設計変更の対象とする。

3. 伐採した立木のうち、用材、チップ材、パルプ材など、再利用が見込める有価木については、再利用することとし、設計変更する際は工事打合簿に添付する見積書に含めて提出すること。

工事打合簿（記載例）

様式第52号

工 事 打 合 簿

発議者氏名		発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
工事名		受注者	
<p>(内容)</p> <p>(例) 「伐採工」にかかる設計変更について 現場状況を精査した結果、当現場は傾斜や起伏があり、地況や伐採量について当初設計条件と乖離が生じているため、変更願います。</p> <p>添付書類：見積書</p> <p style="text-align: right;">添付図 葉、その他添付図書</p>			
処 理 ・ 回 答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理します。 <input type="checkbox"/> 確認した。 <input type="checkbox"/> その他（ ） 令和 年 月 日	
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告します。 <input type="checkbox"/> その他（ ） 令和 年 月 日	
	条件		

※ 1 段階確認の場合は、(種別・細別・確認項目・確認日) 等を内容欄等に記載する。

※ 2 材料確認の場合は、(材料名・品質規格・単位・数量) 等を内容欄等に記載する。

総括 監督員	主任 監督員	監督員	現場 技術員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者